

## 被災者の法的救済に向けて

一橋大学教授 松本恒雄

### 顕在化していく

#### 法律問題

本年一月一七日未明、阪神・淡路地方を襲った直下型地震は、五五〇〇人近い死者と数十万人の被災者を生み出した。このような自然の猛威の前では、法律家も、倒壊家屋に生き埋めにされた人々の救出を手伝つたり、自分の足で物資を運んだりするなど、普通の市民の一人としてその肉体労働力を提供する以外になすべはない。

しかし、震災直後の混乱を乗りきり、被災した人々に生活を振り返るゆとりが少しでも出てくると、にわかにさまざまな法律問題が顕在化していく。実際、弁護士会などが設けた各地の法律相談には、多数の切実な相談がもちかけられている。近畿弁護士会連合会と大阪弁護士会では、わずか一週間の突貫作業で、相談マニュアルとして『地震に伴う法律問題Q&A』を作成している（同書は、改訂を経て商事法務研究会から出版された）。

震災後の一月二一日に名古屋で開かれた『消費者ニュース』発行会議の新年会において、多くの参加者から震災被害者を消費者・生活者の視点から救

#### 短期連載

# 阪神淡路大震災・被害救済の法を考える

### これまで民事法学では ほとんど視野に入れてこなかつた

筆者は、たまたま、震災直後の民法総則の講義において、時効の中止と停止などの時効通則の話をすく順番になっていた。時効の停止に関する民法一六一条は、「時効ノ期間満了ノ時ニ当タリ天災其他避クヘカラサル事変ノ為メ時効ヲ中断スルコト能ハサルトキハ其妨碍ノ止ミタル時ヨリ二週間内ハ時効完成セス」と定めている。阪神大震災がここでいう天災事変に該当することは疑いないが、「妨碍ノ止ミタル時」とは一体いつのことかというのであろうか。手元にある民法総則の教科書の中では最も詳細と思われる幾代通『民法総則〔第二版〕』は、「時効ノ期間満了ノ時」と天災事変の発生時点との関係については詳しく論じているが、「妨碍ノ止ミタル時」については触れていない。『注釈民法』でも同様であ

ら、一月二九日に第一回目の会合が大阪でもたれ、従来から近畿各地で消費者問題を取り組んできた学者、弁護士、司法書士、税理士、消費生活相談員、消費者団体役員をメンバーとする震災救済法研究会結成され、活動を開始した。そして、二月七日には、「阪神大震災の被災者救済のための緊急提言」を発表した。研究会では、その後もさらに詳細な点についての検討が進められている。本連載では、借地借家の問題、マンションの再建の問題、ローン・債務の返済の問題などについて、その検討結果を報告する。

る。

一般には、「時効ヲ中断スルコト能ハサルトキ」の例として、交通の閉塞や裁判事務の休止などが挙げられている。本稿を執筆している三月初めにおいては、裁判所は機能しているし、交通網も乗り継ぎの不便さをしのげば、かなり復旧してきている。しかし、避難所で生活している人がまだ十万余人いる状況で、郵便物がきちんと配達されているかどうか疑問である。現実にこの条文をめぐって争いが生じた場合には、裁判所が、当事者間の諸事情を勘案し、信義則を活用して、妥当な解決を見いだすであろうと思われるが、当事者ごとに「妨碍ノ止ミタル時」が異なるということよいのであるうか。法律で一律的な処理が必要なのではないかという気がする。

また、特定物売買における危険負担の問題は、契約総論で最も重要な論点の一つであり、地震が原因で売買契約締結後の建物が滅失・毀損した場合はまさにこれにあてはまる。しかし、筆者自身は、講義での教室設例では、地震よりも近所の火事で類焼した場合を挙げていたように記憶している。ユニークな民法入門書である米倉明『プレップ民法』(弘文堂)や北川善太郎『レクチャー民法入門』(有斐閣)でも同様である。

このように、民事法学は、地震の問題を、意識的にか無意識的にか、公法学の方に委ねて、自らは本格的に検討してこなかつたといつても過言ではない。大地震から生じる民事法上の問題について本格的に検討した論文は、故栗田哲男立教大学教授によるものがいくつかあるくらいであろう(「地震被害にお手上げの分譲マンション」エコノミスト六四巻)



## 「不幸の学問」法律学の宿命として、いま検討しなければならない課題

法律学は、人々が幸福に暮らしている限りは出番がなく、トラブルが生じるとにわかに活発になると、いう因果な学問である。バブル経済の崩壊しかし、地震によるマンションの崩壊しかりである。今後、民事法学の内部においても、またその外部においても、地震を考慮に入れた研究や提言がなされるであろう。本連載で扱われる諸問題もその一部であり、かつ緊急に対処する必要がある問題ばかりである。民事法における処理ではまかないきれない問題に対しては、公的救済が不可避である。

もつとも、住民の高齢化・低収入化や分譲賃貸化に伴うマンションの立て替えの困難さや、個人多重債務者の生活再建を援護するための破産手続の改正の必要性などは、従前から指摘されていたことである。それが、阪神大震災に直面して、問題の現実化・深刻化を早めたにすぎない。その意味では、これららの問題は、大地震特有の問題とはいえないであろう。今回の問題をきっかけとして、より大きな視野からの検討が要請される。

さらに、今回の大地震は、民事法学内部の論点として、より長期的には、債務不履行における不可抗力と帰責事由の関係、危険負担における帰責事由、事情変更、不動産の瑕疵担保責任における「瑕疵」、工作物責任・當造物責任における「瑕疵」、建築請負契約における瑕疵担保責任と危険負担、準占有者弁済における弁済者の善意・無過失といった民法のと當造物責任・工作物責任に関する判例評釈や論文が散見される程度である。

(NBL三七七号、三八四号、四〇九号、四一一号(一九八七~八八年)およびこれらの論文のもとになった都市防災研究所・商事法務研究会編『大規模地震と経済災害』(一九八六年)。ほかには、地震一般論を再考するきっかけを提供するものといえよ